

障がい者活躍推進計画

機関名	丸亀市監査委員事務局
任命権者	丸亀市代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
丸亀市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	丸亀市監査委員事務局においては、職員総数が3人程度の小規模な機関であり、市長部局より出向という任命形態のため、独自に障がい者に限定した募集・採用は行っていない。これまで職員の高齢化に伴い、中途障がい者として身体障がい者などとなる場合は想定されてきたが、これまでのところ、特段の課題は生じておらず、組織的な体制整備についても必要は生じなかったという実情である。
1. 障がい者の活躍を推進する体制	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者が在籍する場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○必要に応じて相談窓口を設置するほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。